

山形県国際経済振興機構<一般会員対象>

令和5年度海外販路開拓助成事業一覧

助成対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日 申請期限：令和6年3月31日

- ◆ 助成事業の利用回数は合計で加入口数が上限となります。
- ◆ 助成事業の詳細については、お問い合わせいただくか、機構ホームページ掲載の実施要領をご確認ください。
- ◆ 実施要領と申請様式は当機構ホームページにてダウンロードできます。「山形県国際機構」で検索して、トップページ>支援サービス>助成金制度からダウンロードしてください。
- ◆ 予算額に達し次第受付を終了するとともに、予算額に達した場合は助成額を減じて交付する場合があります。

事業区分	助成対象経費	助成額
1 海外渡航費助成	海外見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、市場調査等へ参加するため渡航する場合の渡航費用 ※ 自社以外の主催者がいない場合や自社単独の営業を目的とする渡航は対象としない。 ※ 会員1口あたり1名分までとする。	4万円又は実費のいずれか低い額
2 商談会・見本市等出展費助成	海外バイヤーが参加する国内外の商談会・見本市等（オンライン方式を含む）に出展する際に係る経費 ◆ブース出展料・装飾費・会場借上費 ◆機材・備品レンタル費 ◆通訳・商品説明員雇用費 ◆展示品輸送費（貨物保険料含む） ◆その他、国際機構が特に認める経費 ※ 販売を主目的とする催事への出展は対象としない。 ※ 国際機構の事業により出展する場合で、国際機構が全部又は一部負担している費用は対象としない。 ※ 会員同士又は会員・非会員が共同出展する場合は当該会員の負担分を対象とする。 ※ 国内開催及びオンライン方式の商談会・見本市等の場合は、明確に海外への販路開拓・取引を目的としているものに限る。	5万円又は実費のいずれか低い額
3 越境ECモール出店費助成	越境ECモール又は国内企業のECグローバルサービスへの新規出店、海外向け自社ECサイトの構築又は多言語化に係る経費 ◆初期費用（出店料、登録料等） ◆翻訳料 ◆販促等のオプション利用料 ◆月額使用料（開始から6か月まで） ◆海外向け自社ECサイト構築費（維持経費は除く） ◆その他、国際機構が特に認める経費 ※ 出店開始（開設）日が助成対象期間内であること。 ※ 出店（開設）期間が6か月以上であること。 ※ 既出店の更新・再登録は対象としない。 ※ 国際機構の事業により出店する場合で、国際機構が全部又は一部負担している費用は対象としない。	5万円又は実費のいずれか低い額
4 販売促進ツール開発費助成	外国語版ホームページ、海外向け商品パッケージ作成、海外向け商品紹介パンフレット・商品PR映像・SNS広告等作成に係る経費 ◆ホームページ作成費（維持経費は除く） ◆企画・デザイン料 ◆翻訳料 ◆試作費 ◆撮影費、編集費 ◆その他、国際機構が特に認める経費 ※ 助成対象期間内に作成業者等に発注し、納品を受けること。 ※ 維持経費及び直接販売に係る費用（パッケージ印刷費、パンフレット印刷費等）は対象としない。	5万円又は実費のいずれか低い額

事業区分	助成対象経費	助成額
5 海外市場調査費等助成	<p>海外取引を開始するために専門機関等による市場調査や信用調査等を行う場合に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海外市場調査費 ◆ 海外企業信用調査費 ◆ 仕入先・販売先開拓調査費 ◆ 製造工程認証申請等に向けた事前調査費 ◆ 契約書の翻訳費 ◆ 通訳雇用費 ◆ その他、国際機構が特に認める経費 <p>※ 助成対象期間内に外部機関を利用して調査を実施し、調査結果を受領すること。</p>	5万円又は実費のいずれか低い額
6 輸出仕向国の法規制対応費用助成	<p>輸入事前登録制度に係る登録商品の輸送費、国際基準に基づく認証の取得費、法や要綱等に基づく成分分析等の検査費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸入事前登録制度に係る登録商品の運送費 ◆ 登録手数料 ◆ 適合施設申請手数料 ◆ 成分分析等の検査費 ◆ 証明書発行手数料 ◆ その他、国際機構が特に認める経費 <p>※ 助成対象期間内に申請を行い、受理されること。 ※ 施設及び設備の整備及び維持経費、更新のための経費は対象としない。 ※ 対象となる費用は、県内に所在する工場、店舗等に係るものに限る。 ※ 現地の法規制及び商習慣において高い必要性が見込まれるもの。輸入事業者等が独自に要求するものは対象としない。</p>	5万円又は実費のいずれか低い額 ※ 上限額に達するまで複数回利用可
7 外国出願費用助成	<p>特許取得費、商標登録費、意匠登録費など海外における知的財産権の申請に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 申請・出願手数料、登録料 ◆ 代理人費用 ◆ 翻訳代、審査時の通訳雇用経費 ◆ 申請書類の作成費 ◆ その他、国際機構が特に認める経費 <p>※ 助成対象期間内に外国特許庁等へ出願を行い、受理されること。 ※ 更新のための経費は対象としない。</p>	5万円又は実費のいずれか低い額

申請書類：様式第1号の「海外販路開拓助成事業・助成金申請書兼請求書」を記載し、下表で示す添付資料とともにご提出ください。

添付資料

共通	①別紙1（申請事業の概要） ②別紙2（経費明細リスト）及びリストに呼応した領収書または請求書	
事業別 ※共通資料に加えて書類が必要になるもの	海外渡航費助成	①報告書（書式は自由。A4版1~2枚程度にまとめる）
	商談会・見本市等出展費助成	①商談会・見本市等の主催者に提出した申込書または参加・出展募集要綱の写し ②出展報告書（書式は自由。A4版1~2枚程度にまとめる。）可能な限り商談内容、成約件数を記載する。
	越境ECモール出店費助成	①ECモール運営者（又は出店窓口企業）作成の参加・出展募集要項等の写し ②ECモール運営者（又は出店窓口企業）に提出した申込書の写し ③出品商品が掲載されているECモールの画面を印刷した書面
	販売促進ツール開発費助成	①成果物（デジタルコンテンツの場合はURL又は画面を印刷した書面など内容が確認できるもの）
	海外市場調査費等助成	①調査の結果が確認できる書類の写し
	輸出仕向け国の法規制対応費用助成	①認証、認定等の取得申請を証する書類の写し
	外国出願費用助成	①外国出願受理を証する書類の写し



＜各助成事業に関するお問い合わせ＞

(一社) 山形県国際経済振興機構

電話：023-687-1127 メール：y-es@y-es.or.jp

ホームページ：<https://www.yamagata-export.jp/>